

災害時及び火災発生時の応援業務に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と魚沼地区生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時及び火災発生時における応援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び火災が発生し消火活動等が困難な場合に、甲が乙に対して要請する応援業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援業務の内容）

第2条 甲が乙に対して要請する応援業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害時において飲料水を除く生活用水及び火災発生時において消防用水を、ミキサー車により搬送する業務
- （2）前号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（連絡担当者の設置及び情報の共有）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、別に定める様式により相互に連絡するものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を必要に応じて行うものとする。

（応援要請及び応諾）

第4条 甲は、応援要請が必要と認める場合、次の各号に掲げる内容を明らかにした文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行うものとし、後日速やかに当該文書を送付するものとする。

- （1）応援業務の場所
- （2）被害の状況
- （3）応援業務の内容
- （4）その他必要な情報

- 2 乙は、甲から応援要請を受けた場合は、甲の指示を受け応援業務に従事するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の規定により、第2条に規定する業務に従事した場合は、その内容を別に定める様式により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づく応援業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとし、甲乙協議のうえ負担額を決定するものとする。

(損害賠償)

第7条 乙が、応援業務中に甲及び第三者に対して及ぼした損害については、その賠償の責及び賠償額負担は甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙のいずれからも解除の申し出がない場合は、同一条件で協定期間を更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

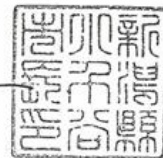
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年3月28日

甲 小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長

大塚昇一



乙 魚沼市吉田1267番地1

魚沼地区生コンクリート協同組合

理事長

上村一希

